

M E M O

---

## 第4章

### 資料編



## ■ 関係資料（関係法令等）

### 児童虐待の定義

#### ○児童虐待の防止等に関する法律 第2条

この法律において、「児童虐待」とは、保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。以下同じ。）がその監護する児童（十八歳に満たない者をいう。以下同じ。）について行う次に掲げる行為をいう。

- 一 児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- 二 児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。
- 三 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による前二号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。
- 四 児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力（配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。）その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

### 児童虐待の禁止

#### ○児童虐待の防止等に関する法律 第3条

何人も、児童に対し、虐待をしてはならない。

### 関係機関が虐待の早期発見に努める義務

#### ○児童虐待の防止等に関する法律 第5条

学校、児童福祉施設、病院、都道府県警察、婦人相談所、教育委員会、配偶者暴力相談支援センター、その他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健師、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。

- 2 前項に規定する者は、児童虐待の予防その他の児童虐待の防止並びに児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援に関する国及び地方公共団体の施策に協力するよう努めなければならない。
- 3 (略)
- 4 (略)
- 5 学校及び児童福祉施設は、児童及び保護者に対して、児童虐待の防止のための教育又は啓発に努めなければならない。

### 児童虐待を発見した場合の通告（守秘義務違反の対象外）

#### ○児童福祉法 第25条

要保護児童を発見した者は、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。ただし、罪を犯した満十四歳以上の児童については、この限りでない。この場合においては、これを家庭裁判所に通告しなければならない。

#### ② (略)

#### ○児童虐待の防止等に関する法律 第6条

児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。

- 2 前項の規定による通告は、児童福祉法第二十五条第一項の規定による通告とみなして、同法の規定を適用する。
- 3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項の規定による通告をする義務の遵守を妨げるものと解釈してはならない。

### 通告者を特定させる情報の漏えい禁止

#### ○児童虐待の防止等に関する法律 第7条

市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所が前条第一項の規定による通告を受けた場合においては、当該通告を受けた市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所の所長、所員その他の職員及び当該通告を仲介した児童委員は、その職務上知り得た事項であって当該通告をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

## 関係資料(関係法令等)

### 要保護児童対策地域協議会の設置と関係機関との情報交換

#### ○児童福祉法 第25条の2

地方公共団体は、単独で又は共同して、要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るため、関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する者その他の関係者（以下「関係機関等」という。）により構成される要保護児童対策地域協議会（以下「協議会」という。）を置くように努めなければならない。

② 協議会は、要保護児童若しくは要支援児童及びその保護者又は特定妊婦（以下「支援対象児童等」という。）に関する情報その他要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るために必要な情報の交換を行うとともに、支援対象児童等に対する支援の内容に関する協議を行うものとする。

③～⑧(略)

#### ○児童福祉法 第25条の3

協議会は、前条第二項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

### 要保護児童対策地域協議会の守秘義務

#### ○児童福祉法 第25条の5

次の各号に掲げる協議会を構成する関係機関等の区分に従い、当該各号に定める者は、正当な理由がなく、協議会の職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

- 一 国又は地方公共団体の機関 当該機関の職員又は職員であった者
- 二 法人 当該法人の役員若しくは職員又はこれらの職にあった者
- 三 前二号に掲げる者以外の者 協議会を構成する者又はその職にあった者

## 【参考】

実施日 回目 リスクアセスメントシート

児童名:		性別 男・女	年齢 歳	学年等 保・幼・小・中・高 (年)	記入者:			
項目	調査結果からみえるリスクのレベル							
	不明	S: 緊急介入検討	I	II	III	IV	問題なし/非該当	
虐待の種類・程度	1 身体的虐待	不明	医学的所見あり(頭部、腹部、胸部等の殴打/首絞め等)、生命の危機・心身の発達に重大な懸念がある行為、症状	不審な傷・アザあり	子供本人による訴えあり 確実な自撃情報あり	疑い(伝聞情報)	問題なし/非該当	
	2 ネグレクト	不明	治療拒否/衰弱 (年・月)	衣食住等の監護欠落 (年・月)	監護不十分 教育・保育怠慢 (年・月)	疑い(伝聞情報)	問題なし/非該当 <b>ネグレクト期</b>	
	3 性的虐待	不明	性暴力被害の本人開示・画像等・自撃/妊娠/性感染症	性的行為のほめかし/年齢不相応な性的言動		疑い(伝聞情報)	問題なし/非該当	
	4 心理的虐待	不明	心中自殺強要/教唆	暴力的言動/無視	DV等の目撃/きょうだい間差別	疑い(伝聞情報)	問題なし/非該当	
世帯の状況	5 居住環境	不明	居所不明/放浪/車上生活	著しく不衛生な居住環境/転居の繰り返し	不衛生な居住環境/狭小な居住環境	地域サービス利用後も不衛生状態継続	サービス利用で衛生状態維持 問題なし/非該当	
	6 経済的状況	不明	ライフラインストップ 生活困窮(その日の生活に困る状態)			収入不安定/多額の借金	生活保護受給 問題なし/非該当	
	7 本児相談歴	不明	虐待による入院入所歴	虐待による一時保護歴/虐待による継続的指導	虐待以外の一時保護歴/虐待以外の施設入所歴	虐待通告歴	虐待以外の相談歴 あり・なし 年月～	
	8 きょうだいの被害歴/相談歴	不明	虐待による入院入所歴 不審な死亡歴	虐待による一時保護歴/虐待による継続的指導	虐待以外の一時保護歴/虐待以外の施設入所歴	虐待通告歴	虐待以外の相談歴 あり・なし 年月～	
	9 家族形態	不明		内縁の親子関係/若年保護者	血縁のない親子関係	家族間葛藤あり(多子、介護・病人と同居等)	ひとり親世帯(別居含む) 問題なし/非該当	
	10 家族関係	不明	命に係わるDV	顕著なDV	DVの訴えあり	離婚調停・審判中	夫婦間の信頼関係の欠如 問題なし/非該当	
	11 親族の交流状況	不明		交流皆無(絶縁・死別)	交流あるも支障あり(反発等)	交流あるも支障あり(遠距離在住)	問題なし/非該当	
◆	12 安全(安否)確認	不明	48時間以内にできず	直接現認実施日: 年 月 日 /	間接現認実施日: 年 月 日 / (現認者: )	実施の有無 直接/間接	問題なし/非該当	
子供の状況	13 分離の意思	不明	帰宅拒否 保護を強く希望	帰宅不安	消極的帰宅選択	積極的帰宅選択	乳幼児の場合は原則対象外 問題なし/非該当	
	14 安全確保	不明	(乳幼児)守る人なし	守る人なし	虐待者はいが、近隣に守る人あり(親族等)	虐待者はいが、家族内に守る人あり	問題なし/非該当	
	15 精神状態	不明		極めて不安定(衝動的)	不安定な状態/保護者への拒否感・恐れ	関係機関の懸念あり	問題なし/非該当	
	16 発達状況	不明	重症心身障害児/障害の診断があるが、受容できていない		障害手帳所持/発達障害診断あり	障害疑い/発達障害疑い	問題なし/非該当	
	17 健康状態 健診等	不明	低身長・低体重	健診未受診・拒絶	虐待所見あり	心身発達状況に所見あり	予防接種未受診状況 虫歯の未治療 問題なし/非該当	
	18 年齢	-	0歳	1歳～2歳	3歳～就学前	小学生	中学生以上	-
	19 教育・保育	不明	登校の禁止	連絡のない欠席	親の都合による欠席が多い	理由があるが、欠席が多い/学業上の課題	問題なし/非該当	
◆	20 保護者への面接	未	<input type="checkbox"/> 父・ <input type="checkbox"/> 母・ <input type="checkbox"/> その他( )				済	
保護者の状況	21 面接/接触状況	不明	完全拒否/音信不通	接触困難		初回のみ面接/以後面接を拒否	面接に消極的 問題なし/非該当	
	22 虐待者との同居	不明		虐待者とのみ生活	虐待者以外の大人を含め生活	別居するも交流あり	問題なし/非該当	
	23 育児能力	不明	生命維持に直結する極端に偏った知識	偏った知識/能力なし/母子手帳なし	育児能力不十分	育児能力に疑問あり	問題なし/非該当	
	24 養育意欲	不明	(乳幼児)養育意欲なし/子供への拒否的態度	養育意欲なし/子供への拒否的態度	養育意欲低下・無力感・無関心	過干渉/養育負担感	問題なし/非該当	
	25 精神状態	不明	入院が必要なほど精神状態が不安定	極めて不安定/判断力の衰弱	不安定な状態	関係機関の懸念あり	問題なし/非該当	
	26 依存の問題 (AL・薬物等)	不明		治療せず現在も問題を抱えている	過去に経験あり(治療意思なし)	過去に経験あり(治療意思あり)	現在治療中 問題なし/非該当	
	27 社会資源	不明		関わりを拒絶	特定機関との関わりはあるが拒否的	特定機関とのみ良好な関係	問題なし/非該当	
	28 虐待への認識	不明	虐待認識があり、状況が差し迫っていると訴えている	行為、事実を完全否認	行為は認知しているが、虐待を正当化している	一部を虐待と認識	虐待認識あり 非該当	
	29 援助への認識	不明	虐待者自ら保護依頼	拒絶、暴力・脅迫的反発	拒否的、攻撃的、無視	期待と不安の混在	問題なし/非該当	
※ リスクへの対策							リスクに対する対応策を記入	
※ その他所見(特記事項)								

※「東京ルール」(P2)において、東京都児童相談所と子ども家庭支援センターが共通理解を構築するために使用しているリスクアセスメントシートです。

大田区要保護児童対策地域協議会設置要綱

平成 19 年 2 月 20 日  
19 こ家セ発第 197 号  
改正 平成 21 年 3 月 12 日 20 こ家セ発第 10578 号  
平成 21 年 5 月 29 日 21 こ家セ発第 10123 号  
平成 23 年 4 月 20 日 23 こ家セ発第 10074 号  
平成 24 年 3 月 19 日 23 こ家セ発第 11218 号  
平成 28 年 2 月 17 日 27 こ家セ発第 11787 号  
平成 31 年 3 月 14 日 30 こ家セ発第 12199 号  
令和 2 年 3 月 3 日 31 こ家セ発第 12021 号  
令和 2 年 3 月 23 日 31 こ家セ発第 12168 号  
令和 5 年 2 月 27 日 4 こ家セ発第 12397 号

(設置)  
第1条 大田区要保護児童対策地域協議会(以下「協議会」という。)は、被虐待児童だけでなく保護を要する児童の早期発見と早期対応、更にはその家族を支援することを目的として、関係機関の連携を確保し、子育て支援の適切な実施のため、児童福祉法(昭和22年法律第164号。)第25条の2第1項の規定に基づき設置する。

(構成等)  
第2条 協議会は、別表第1に掲げる機関等の代表者等で構成する。  
2 協議会の活動を円滑に進めるため、代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議を開催する。  
3 区長は要保護児童対策調整機関として子ども家庭支援センターを指定する。

(会議)  
第3条 協議会に会長及び副会長を置く。  
(1) 会長は、所管部長をもって充てる。  
(2) 会長は、会務を総理する。  
(3) 副会長は、会長の指名する者をもって充てる。  
(4) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(招集)  
第4条 代表者会議は会長が招集し、実務者会議及び個別ケース検討会議は副会長が招集する。  
2 会長及び副会長は必要と認めるときは、構成員以外の者の出席を求めることができる。

(代表者会議)  
第5条 代表者会議は、次に掲げる事項を所掌する。  
(1) 要保護児童対策ネットワークの連携方針に関すること。  
(2) 関係機関相互の情報交換及び状況把握に関すること。  
(3) 要保護児童支援事業等の総合調整や連携に関すること。

(実務者会議)  
第6条 実務者会議は、次に掲げる事項を所掌する。  
(1) 地域の関係機関相互の情報交換及び状況把握に関すること。  
(2) 地域に要保護児童対策ネットワークを構築するため、関係機関相互の連携に関すること。  
(3) 地域の関係機関のケースの事例検討に関すること。

(個別ケース検討会議)  
第7条 個別ケース検討会議は、次に掲げる事項を所掌する。  
(1) 個々のケースについて具体的援助方法の実施に関すること。

(協力要請)  
第8条 会長は、児童福祉法第25条の3の規定により要保

護児童等に関する情報の交換及び支援の内容に関する協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。  
2 前項の規定により関係機関に協力要請するときは、児童福祉法第25条の3の規定に基づく調査について(別記様式)により行うものとする。  
3 会長は、前項の協力を求める場合は、個人情報の保護に配慮しなければならない。

(秘密の保持)  
第9条 協議会の構成員は、正当な理由がなく、協議会の職務に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(印章)  
第10条 協議会の印章の名称、番号、書体、寸法、用途及び印章管理者は、別表第2のとおりとし、ひな型は、別表第3のとおりとする。  
2 前項に定めるもののほか、印章の取扱いについては、区長が管理する公印の例による。

(事務局)  
第11条 協議会の事務局は、子ども家庭支援センターに置く。

(その他)  
第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

付 則  
1 この要綱は、公示の日から施行する。  
2 大田区児童虐待防止協議会設置要綱(平成16年6月1日こ家セ発第64-2号助役決定)は、廃止する。

付 則  
1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。  
2 こども家庭支援ネットワークに関する相談関係実施機関連絡会議実施要領(平成17年6月24日付こ家セ発第61号こども育成部長決定)は廃止する。

付 則  
この要綱は、決定の日から施行する。

付 則  
この要綱は平成24年4月1日から施行する。

付 則  
この要綱は、決定の日から施行する。

付 則  
この要綱は、決定の日から施行する。

付 則  
この要綱は、決定の日から施行する。

付 則  
この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1 (第2条関係)

区 分		関係機関
弁護士	東京弁護士会	弁護士
保護司	保護司	大田区保護司会
警視庁	警察署	大森警察署
		蒲田警察署
		池上警察署
		田園調布警察署
		大森少年センター
医療機関	医師会	大森医師会
		蒲田医師会
		田園調布医師会
		周産期医療検討委員会
	歯科医師会	大森歯科医師会
		蒲田歯科医師会
	病院	大森赤十字病院
		東邦大学医療センター大森病院
		荏原病院
東京労災病院		
民生委員児童委員協議会	民生委員児童委員協議会	大田区民生委員児童委員協議会
東京都	福祉保健局	品川児童相談所
大田区	総務部	人権・男女平等推進課
	福祉部	障がい者総合サポートセンター
		大森地域福祉課
		大森生活福祉課
		調布地域福祉課
		調布生活福祉課
		蒲田地域福祉課
	蒲田生活福祉課	
	萩谷・羽田地域福祉課	
	萩谷・羽田生活福祉課	
	健康政策部	健康づくり課
		大森地域健康課
		調布地域健康課
蒲田地域健康課		
萩谷・羽田地域健康課		
こども家庭部	子育て支援課	
	保育サービス課	
	子ども家庭支援センター	
教育委員会	指導課	
	教育センター	
	幼児教育センター	
	小学校	
中学校		
その他連携が必要と認められる者		

別表第2及び別表第3 (略)

児童虐待対応マニュアル

発行 平成 17 年 7 月

改訂 平成 23 年 3 月

改訂 平成 28 年 3 月

改訂 令和 2 年 3 月

改訂 令和 3 年 5 月

改訂 令和 5 年 6 月

監修：明星大学人文学部福祉実践学科常勤教授

川松 亮

編集・発行：大田区 こども家庭部

子ども家庭支援センター

● **大田区子ども家庭支援センター 大森**

☎03-5753-7830 (月~金 9:00 ~ 18:00)  
(土 9:30 ~ 18:00)

● **東京都品川児童相談所**

☎03-3474-5442 (月~金 9:00 ~ 17:00)

夜間・休日・緊急性の高い場合の連絡は東京都児童  
相談センターまたは警察にご連絡ください。

● **東京都児童相談センター**

☎03-5937-2330

● **警察 110番**



オレンジリボンには  
子ども虐待を防止する  
というメッセージが  
込められています。

